

第1部

総論

第1章 計画の策定に当たって

第1節 計画策定の趣旨

(1) 持続的な介護保険制度の維持と地域包括ケアシステムの深化・推進

介護保険制度は、平成12年の創設から20年以上が経過し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着してきました。

全国的に見ると総人口が減少傾向に転じる中、高齢者数は増加し続けており、令和7年(2025年)には、いわゆる団塊の世代全てが75歳以上となり、令和17年(2035年)にはより介護ニーズの高い85歳以上人口が大幅に増加するほか、令和22年(2040年)には、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上になり、介護ニーズの拡大とあわせて担い手不足の深刻化が懸念されます。

今後、介護保険制度の持続可能性を維持しながら十分なサービスを確保していくためには、中長期的な視点によるサービス基盤の整備や介護予防の推進に加え、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用していくことが求められます。

このような人口・世帯構成や介護ニーズの拡大、地域社会の変化があっても、介護や介護予防、医療はもとより、住まいや生活支援、そして社会参加までもが包括的に確保されるよう、地域の実情に応じて「地域包括ケアシステム」を深化・推進させていく必要があります。

(2) 地域共生社会を目指した体制づくり

医療・介護・住まい・生活支援・社会参加の支援が必要な人は高齢者に限られず、生活困窮者、独居者、障害者、ひとり親家庭や、これらの要素が複合的に重なり合うケースに対応するため、各制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えた取組を進める必要があります。このような取組を通じて、全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合う「地域共生社会」の実現が、「地域包括ケアシステム」の目指す方向であるとも言えます。

下田市(以下、「本市」という。)では、令和2年度を初年度とする「第4次下田市地域福祉計画・第4次下田市地域福祉活動計画」において、「地域共生社会」の実現を目指して包括的な支援体制づくりに取り組んでおり、こうした方向性との整合性を図りながら、関係分野・機関と連携した取組を推進していくことが必要です。

(3) 下田市第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定

こうした中、「下田市第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」(以下、「前計画」という)が令和5年度で最終年度を迎えたことから、高齢者を取り巻く状況の変化や地域の実情、中長期的な将来のまちの姿等を見据えつつ、新たな「下田市第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」(以下、「本計画」という。)を策定するものです。

第2節 計画の位置付け・計画期間

(1) 計画の位置付け

本計画の策定における法的根拠は、それぞれ次のとおりです。

■下田市高齢者保健福祉計画

老人福祉法第20条の8に定める「市町村老人福祉計画」に該当する、老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画です。

■下田市介護保険事業計画

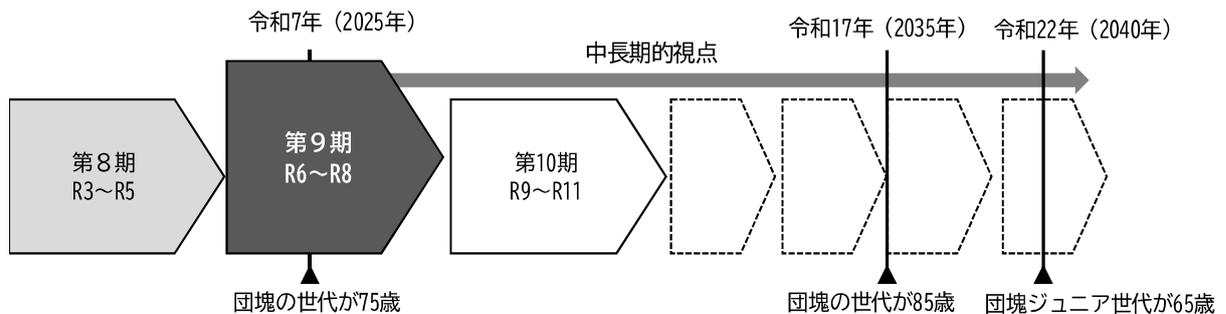
介護保険法第117条に定める「市町村介護保険事業計画」に該当する、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画です。

本計画は、上記2つの計画を一体のものとして策定するものです。

なお、計画の策定に当たっては、「下田市総合計画」や「下田市地域福祉計画」等の各個別の計画と整合性を図ります。

(2) 計画期間

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とし、いわゆる団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年度までの中長期的な視野に立った施策の展開を図ります。



第3節 計画策定の体制

(1) 下田市高齢者保健福祉計画策定推進協議会による検討

計画の策定、実施に当たっては、市民と行政が一体となった連携・協働が極めて重要であることから、計画策定過程における市民参加を積極的に推進するため、各分野の代表等で構成される下田市高齢者保健福祉計画策定推進協議会において協議を行いました。

(2) 庁内組織による検討

庁内における検討として、前計画の事業の実績状況を検証・評価するとともに、関係各課における施策・事業の検討、関連施策の調整等を行いました。

(3) 市民意見・ニーズの把握と反映

①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査の実施

高齢者の生活や意識に関する状況・保健福祉サービスや介護保険サービスの利用状況を把握するため、令和4年度において「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」（要介護認定を受けていない方、要支援1及び要支援2の認定を受けている方への調査）、「在宅介護実態調査」（要介護認定1～5で在宅生活されている方への調査）を実施し、高齢者の実態と市民ニーズの把握に努め、計画策定の資料としています。

②事業所アンケートの実施

市内で介護保険サービスを提供している事業所に対し、事業の運営状況や今後の事業展開、高齢者福祉施策及び介護保険事業運営に対する意見・提案等を伺い、計画策定の資料としています。

第4節 関連法令・制度の動向

(1) 第9期計画における国の基本指針の見直し

介護保険法第116条において、厚生労働大臣は地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定めることとされています。

市町村は、基本指針に即して、「3年を1期」とする市町村介護保険事業計画を定めることとされており、基本指針は計画作成上のガイドラインの役割を果たしています。

第9期介護保険事業（支援）計画において示された基本指針見直しにおけるポイントの概要は以下のとおりです。

①介護サービス基盤の計画的な整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの適切な見込みを踏まえた介護サービス基盤の計画的な確保
- 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえた医療・介護連携の強化
- 地域密着型サービスの更なる普及や複合的な在宅サービスの整備推進、在宅療養支援の充実

②地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- 地域共生社会の実現に向けて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から総合事業の充実の推進
- 地域包括支援センターの業務負担の軽減と質の確保
- 認知症に関する正しい知識の普及啓発による認知症への社会の理解促進
- デジタル技術を活用した医療・介護情報基盤の整備
- 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化等保険者機能の強化

③地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- 介護人材を確保するための処遇改善、人材育成支援、職場環境改善、外国人材受入環境整備等
- 都道府県主導の下での生産性向上に資する様々な支援・施策の総合的な推進
- 介護サービス事業者の財務状況等の見える化の推進

(2) 認知症基本法の制定

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和5年6月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立しました。

認知症基本法に示された基本的施策は以下のとおりです。

- 認知症の人に関する国民の理解の増進等
- 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進
- 認知症の人の社会参加の機会の確保等
- 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護
- 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等
- 相談体制の整備等
- 研究等の推進等
- 認知症の予防等

(3) 重層的支援体制整備事業の創設

令和3年6月に成立した改正社会福祉法において、新たに「重層的支援体制整備事業」が創設されました。重層的支援体制整備事業は、市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を柱として、これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、④多機関協働による支援、⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援を新たな機能として強化し、①から⑤までの事業を一体的に実施するものです。

■ 重層的支援体制整備事業のイメージ

